

高鍋総合庁舎ほか冷暖房設備点検保守整備業務委託契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と ○○○（以下「乙」という。）とは、高鍋総合庁舎ほか冷暖房設備点検保守整備業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、別に定める 高鍋総合庁舎ほか冷暖房設備点検保守整備業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載する設備の点検保守整備委託業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和8年11月〇〇日から令和11年10月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料並びに消費税及び地方消費税額（以下「委託料等」という。）は、次のとおりとする。

委	託	料	金○○○円
			（令和8年度 年額金○○○円）
			（令和9年度 年額金○○○円）
			（令和10年度 年額金○○○円）
			（令和11年度 年額金○○○円）
消費税及び地方消費税額			金○○○円
			（令和8年度 年額金○○○円）
			（令和9年度 年額金○○○円）
			（令和10年度 年額金○○○円）
			（令和11年度 年額金○○○円）
合	計		金○○○円
			（令和8年度 年額金○○○円）
			（令和9年度 年額金○○○円）
			（令和10年度 年額金○○○円）
			（令和11年度 年額金○○○円）

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

※ 契約保証金を納付させない場合（財務規則第101条第2項該当）
（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（報告書の提出）

第9条 乙は、仕様書に基づき点検を実施するものとし、点検を実施したときは、実施報告書（以下「報告書」という。）に点検の状況を撮影した写真を添付の上、速やかに甲に提出しなければならない。

2 甲は、報告書を受領したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払）

第10条 乙は、次表の実施期間における全ての点検について、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の通知があったときは、甲に当該期間に係る委託料の支払請求書を提出するものとする。

実 施 期 間	金 額	実 施 期 間	金 額
令和 8 年 1 1 月～ 令和 9 年 3 月	円	令和 9 年 4 月～ 令和 9 年 1 0 月	円
令和 9 年 1 1 月～ 令和 1 0 年 3 月	円	令和 1 0 年 4 月～ 令和 1 0 年 1 0 月	円
令和 1 0 年 1 1 月～ 令和 1 1 年 3 月	円	令和 1 1 年 4 月～ 令和 1 1 年 1 0 月	円

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して 30 日以内に乙に当該期間に係る委託料を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1） 正当な理由なく、仕様書に定める点検を実施しないとき。
- （2） 乙の責めに帰すべき理由により、委託業務を継続することが困難になったと認められるとき。
- （3） 乙の業務の実施が著しく不誠実であること、その他この契約に違反したことにより、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- （4） 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時設備維持管理業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使

用したと認められるとき。

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク 乙が、アからカまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額され、又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（費用の負担）

第15条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（協議等）

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるもの

とし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 宮 崎 県
 宮崎県知事 河野 俊嗣

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、本契約第6条に定める場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

(資料の返還等)

第8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲

が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第 9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（事故報告）

第 10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

高鍋総合庁舎ほか冷暖房設備点検保守整備業務委託仕様書

1 適用

委託業務の実施は本仕様書及び建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修令和５年版）に基づいて行う。

なお、記載のない事項で業務の性質上実施が必要な場合は、そのつど委託者と受託者で協議する。

2 点検保守業務の対象範囲

パッケージ形空気調和機、全熱交換器及びダクト用換気扇。

概要については以下のとおり。

3 委託場所及び装置構成

- | | | |
|-----|-----|--------------------------------------|
| (1) | 所在地 | 高鍋町大字北高鍋３８７０番地１
高鍋総合庁舎 |
| | 機 種 | 別紙１のとおり |
| | 台 数 | 別紙１のとおり |
| (2) | 所在地 | 西都市大字三宅下鶴９４５１番地
西都総合庁舎 |
| | 機 種 | 別紙１のとおり |
| | 台 数 | 別紙１のとおり |
| (3) | 所在地 | 西米良村村所１０５番地９
西米良合同庁舎 |
| | 機 種 | 別紙１のとおり |
| | 台 数 | 別紙１のとおり |
| (4) | 所在地 | 宮崎市下北方町横小路５９２８番地２１
知事公舎（公邸及び居住部分） |
| | 機 種 | 別紙１のとおり |
| | 台 数 | 別紙１のとおり |
| (5) | 所在地 | 宮崎市下北方町横小路５９３６番地１
副知事公舎 |
| | 機 種 | 別紙１のとおり |
| | 台 数 | 別紙１のとおり |

4 委託の期間

令和８年１１月の契約の日から令和１１年１０月３１日まで

5 業務内容

＜パッケージ形空気調和機＞

- (1) 冷・暖房シーズンインの点検は、試運転開始前までに行うこと。令和８年度の暖房試運転開始は１１月１９日とし、令和９年度以降の試運転日は決定次第通知する。

また、点検項目等は別紙２によること。

- (2) フィルター清掃については、冷・暖房シーズンイン点検時に行うこと。
- (3) 冷・暖房シーズンオンの点検は、8月及び2月にそれぞれ月1回行うこと。

また、点検項目等は別紙2によること。

- (4) フロン排出抑制法による定期点検については、冷房シーズンイン点検の際に併せて行い、点検結果については冷房シーズンイン点検の報告書と一緒に提出すること。
- (5) フロン排出抑制法による簡易点検については、暖房シーズンイン点検及び冷・暖房シーズンオン点検の際に併せて行い、点検結果については暖房シーズンイン点検及び冷・暖房シーズンオン点検の報告書と一緒に提出すること。

<全熱交換器>

- (1) 全熱交換器の点検項目等は別紙2によること。

<ダクト用換気扇>

- (1) ダクト用換気扇の点検項目等は別紙2によること。

<共通事項>

- (1) 点検実施日は、事前に甲乙協議の上定める。
 - ※執務に支障の無い時間に点検を実施すること。
- (2) 保全業務に要する下記の材料等は、無償で取り替えること。
 - ア ボルト、ナット、ヒューズ類
 - イ グリース及び潤滑油類
- (3) 点検の結果、(2)以外の部品等の取り替えを要する場合は、直ちに報告すること。
- (4) 委託期間中の点検対象設備の故障については呼び出しに応ずること。

(別紙 1)

1 高鍋総合庁舎

① 室外機	RQYP560FCE	1 台
	RQYP280FCE	1 台
	RQYP500FCE	2 台
	RQYP775FCE	1 台
	RQYP400FCE	1 台
	RZRP280BAE	1 台
計		7 台

② 室内機	FXYFP28NB	3 台
	FXYFP36NB	1 2 台
	FXYFP45NB	7 台
	FXYFP80NB	1 台
	FXYAP28EB	4 台
	FXYCP22EB	3 台
	FXYCP28EB	1 台
	FXYFP71NB	1 0 台
	FXYFP56NB	1 2 台
	FXYCP71EB	2 台
	FXYKP45EB	3 台
	FXYCP45EB	3 台
	FVP280DP	1 台
		6 2 台

計

③ 全熱交換器	EX-170EK (回転型)	1 台
計		1 台

④ ダクト用換気扇	V-18ZMS5	1 台
計	(福祉相談室)	1 台

2 西都総合庁舎

① 室外機	PUHY-RP850DMG9	1 台
	PUHY-RP280DMG9	2 台
		3 台
計		
② 室内機	PLFY-MP71HM	9 台
	PLFY-MP71LM	2 台
	PLFY-P112HM	2 台
	PLFY-MP80HM	3 台
計		1 6 台
③ パッケージ形 エアコン	PLZ-ERMP40H5	1 台
	PCZ-ERMP50KA15	2 台
	PUZ-ERMP112LA15	1 台
計		4 台
④ ルームエアコン	MUZ-SV2825	2 台
	CU-289CAX	1 台
計		3 台
⑤ 全熱交換器	LGH-N100RX4	1 台
	LGH-N50RX4	1 台
計		2 台

3 西米良合同庁舎

① 室外機	PUHY-RP280DMG3	1 台
	RAS-J224FS1	1 台
計		2 台
② 室内機	PLFY-P80EMG3	2 台
	PLFY-P71EMG3	1 台
	RCI-J56K1	2 台
	RCI-J45K1	2 台
計		7 台
③ ルームエアコン	MUCZ-G405S1	1 台
	MUCZ-G285	1 台
計		2 台

4 特別公舎

(1) 知事公舎（公邸部分）

① 室外機	RQYP224F	1 台
	RQYP160DB	1 台
計		2 台
② 室内機	FXYP45CA	2 台
	FXYSP56D	1 台
	FXYSP56D	2 台
	FXYSP36D	1 台
	FXYSP71D	2 台
	FXYKP28CA	1 台
計		9 台
③ パッケージ形 エアコン	S40RGV	1 台
計		1 台
④ 全熱交換器	VAM350HS	1 台
	VAM350HS	2 台
	VAM1000HS	1 台
	VEC100BS	1 台
計		5 台

(2) 知事公舎 (居住部分)

① パッケージ形	SZRG63BCNV	1 台
エアコン	2M53RAV	1 台
	2M53RAV	1 台
	2M45RAV	1 台
計		4 台
② 全熱交換器	VEC125BS	1 台
	VEC80BS	1 台
	VEC80BS	2 台
	VEC125BS	1 台
	VEC80BS	2 台
計		7 台

(3) 副知事公舎

① パッケージ形	2M60RAV	1 台
エアコン	2M60RAV	1 台
計		2 台
② ルームエアコン	S40VTCXP-W	1 台
	MSZ-SV257-W	1 台
	S28VTCXS-W	1 台
	S25VTCXS-W	1 台
計		4 台

1 パッケージ形空気調和機（室外機）			
点検項目	点検内容	点検時期	
		IN	ON
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検 ③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無の点検	○ ○ ○	
2. 外観の状況	① 腐食、変形、破損等の有無の点検 ② 機器及び機器周辺の油のにじみの有無の点検	○ ○	○ ○
3. 電気系統			
a. 動力回路	動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	○	
b. 端子	緩み及び変色の有無の点検	○	
c. 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無の点検	○	
d. クランクケースヒータ	通電、発熱状態の異常がないことの点検	○	
4. 送風機			
a. Vベルト	緩み、亀裂、摩耗等の有無の点検	○	
b. 軸受	異常音、異常振動等の有無の点検	○	
c. 羽根車	汚れ、損傷等の有無の点検	○	
5. 冷媒系統	① ガス漏れの有無の点検 ② 配管の損傷等の有無の点検 ③ 四方弁動作の良否の点検	○ ○ ○	
6. 空気熱交換器	汚れ、損傷等の有無の点検	○	○
7. 保安装置			
a. 圧力開閉器	作動の良否の確認	○	
b. 安全弁	ガス漏れ、変形等の有無の確認	○	
c. 過熱防止器	作動の良否の確認	○	
d. 圧力計	指示値が正常であることの確認	○	
8. 自動制御機器	温度調節器、湿度調節器、タイマー制御、圧力制御及び容量制御が設定値で作動することの確認	○	
9. 運転調整			
a. 音・振動	異常がないことの確認	○	○
b. 電源電圧	① 供給電源電圧に異常がないことの確認 ② 運転時における電圧変動が規定値内にあることの確認	○ ○	
c. 運転電流	主電流及び圧縮機電流が定格以下にあることの確認	○	
d. 空気熱交換状況	吸込空気と吹出空気の温度差が適正で空気熱交換状況が正常であることの確認	○	
2 パッケージ形空気調和機（室内機）			
点検項目	点検内容	点検時期	
		IN	ON
1. 外観の状況			
a. 本体	腐食、変形、破損等の有無の確認	○	
b. 吸込口・吹出口	汚れ、損傷等の有無の点検	○	
2. 水系統			
a. ドレンパン	汚れ、さび、腐食等の有無の確認 ※ONは冷房期間のみ	○	○
b. ドレン排水	本体のドレン排水確認を行い、支障のないことの確認	○	
3. 送風機			
a. 軸受	異常音、異常振動等の有無の点検	○	
b. 羽根車	汚れ、損傷等の有無の点検	○	
4. エアフィルター			
a. ろ材	詰まり、損傷等の有無の点検	○	○
b. 枠	変形、腐食等の有無の確認	○	○
5. 空気熱交換器	① 汚れ、損傷等の有無の確認 ② 霜付きの有無の確認	○ ○	○ ○
6. 自動制御機器	リモコンスイッチ等によるON-OFF、温度調整の作動確認	○	
7. 運転調整			
a. 音・振動	異常がないことの確認	○	
b. 空気熱交換状況	吸込空気と吹出空気の温度差が適正で空気熱交換状況が正常であることの確認	○	

3 全熱交換器（カセット形）		
点検項目	点検内容	点検時期
		周期 I
1. 基礎・固定部	①亀裂、沈下等の有無の確認 ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	1 Y 6 M
2. 外観の状況		
a. 本体・点検口	さび、腐食、変形、破損等の有無の点検	1 Y
b. フィルター	詰まり、損傷等の有無の点検	6 M
b. 保温材	破損の有無の点検	1 Y
3. 熱交換エレメント		
a. エレメント	詰まり、損傷等の有無の点検	6 M
4. 送風機	異常音、異常振動等の有無の点検	1 Y
4 全熱交換器（回転形）		
点検項目	点検内容	点検時期
		周期 I
1. 基礎・固定部	①亀裂、沈下等の有無の確認 ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	1 Y 6 M
2. 外観の状況		
a. 本体・点検口	さび、腐食、変形、破損等の有無の点検	1 Y
b. フィルター	詰まり、損傷等の有無の点検	6 M
b. 保温材	破損の有無の点検	1 Y
3. 熱交換エレメント		
a. 軸受	①異常音、異常振動等の有無の点検 ②給油の状態の点検	6 M 6 M
b. エレメント	詰まり、損傷等の有無の点検	6 M
c. エアシール	異常摩耗、破損等の有無の点検	6 M
d. 駆動装置	ベルト又はチェーンの緩み、損傷等の有無の点検	6 M
e. ケーシング	汚れ、さび、腐食等の有無の点検	1 Y
4. 電気系統		
a. 電源電圧	電圧の変動が規定値にあることの確認	1 Y
b. 電動機	①絶縁抵抗の測定、その良否の確認 ②表面温度の異常の有無の点検 ③電流が定格値内であることの確認 ④オイルシールの油漏れの有無の点検	1 Y 1 Y 6 M 1 Y
c. リレー	作動の良否の点検	6 M
d. 端子類	緩み、変色、溶損等の有無の点検	1 Y
5 天井扇・有圧換気扇		
点検項目	点検内容	点検時期
		周期
1. 固定部	①亀裂等の有無の点検 ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検 ③防振材の破損、劣化等の有無の点検 ④天井吊りの場合は、脱落防止、吊り支持等の金具の緩み及び腐食の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y
2. 外観の状況	①汚れの有無の点検 ②腐食及びボルトの緩みの有無の点検	1 Y 1 Y
3. 電動機	①回転方向が正しいことの確認 ②表面温度の異常の有無の点検 ③運転電流が規定値内であることの確認	1 Y 1 Y 1 Y
4. 羽根車	①汚れ、変形、さび等の有無の点検 ②ボルトの緩みの有無の点検 ③フレーム等に接触していないことの確認 ④異常音、異常振動等の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y